

令和5年度ひょうご保育料軽減事業(認可外事業所内保育所) 保護者向けよくある質問

【対象者・対象世帯について】

No.	質問	回答
1	子どもが今年度の途中で3歳になりますが、対象になりますか。	<p>保育の必要性のある子どもの場合、3歳になった後の最初の4月1日から幼児教育・保育無償化の対象になります。それまでは無償化対象外なので、保育料軽減事業の対象です。</p> <p>なお、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもは、無償化が受けられるので、保育料軽減事業は対象外です。</p>  <p>The diagram shows a horizontal timeline from R5.4.1 to R6.4.1. A dashed vertical line marks the 3-year birthday. The period from R5.4.1 to R6.4.1 is shaded blue and labeled '無償化対象' (Free childcare eligible).</p>
2	年度途中に入園しましたが、対象になりますか。 年度途中で退園する場合はどうなりますか。	今年度(R5.4～R6.3)のうち、対象保育施設に在籍している期間(途中入園の場合は入園月から。途中退園は退園月まで)が対象になります。ただし、入園(退園)した月の保育料が日割り計算によって5,000円未満になる場合は、その月は補助の対象外です。
3	第1子、第2子はどう数えるのですか。	世帯(保護者と生計を一にする)子どものうち、年齢が上の子どもから順に第1子、第2子…とカウントします。 【例】子ども3人(小学生、年長、2歳児クラス)の場合、 ⇒小学生:第1子、年長:第2子、2歳児クラス:第3子
4	上の子どもは進学のため別に暮らしていますが、生活費等は親が負担しています。この子どもが第1子になりますか。	お尋ねのケースでは、生活費等を保護者が負担しているとのことですので、第1子とカウントします。申請に当たっては、「兄弟に関する申立書」を併せてご提出ください。
5	離婚した元配偶者との間に子どもが1人(元配偶者が養育)おり、現在の配偶者との間に子どもが1人います。この子どもは第2子となりますか。	保護者と生計を一にする子どものうち、年齢が上の子どもから順にカウントしますので、お尋ねのケースでは、元配偶者が養育している子どもはカウントせず、現在の配偶者との子どもが第1子になります。
6	非課税世帯ですが、無償化の給付を受けていません。対象になりますか。	<p>申し訳ありませんが、幼児教育・保育の無償化対象になる子どもは、給付の有無に関わらず、保育料軽減事業の対象外です。</p> <p>令和5年度非課税世帯の方は、無償化の認定を受けるためにお住まいの市町の保育担当課(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設)にご相談ください。</p>

No.	質問	回答
7	令和4年度の所得割額は制限内ですが、令和5年度の額は超えています。	令和4年度の所得割額で4月～8月分が、令和5年度の所得割額で9月～3月分が対象になるかどうか判定します。 このケースの場合、4～8月分の保育料のみ補助の対象になります。
8	令和4年度は非課税でしたが、令和5年度は課税されています。	令和4年度が非課税の場合、4～8月分は対象外です。令和5年度が非課税の場合は、9月～3月分が対象外になります。 令和5年度非課税世帯の方は無償化の認定を受けるために、お住まいの市町の保育担当課(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設)にご相談ください。
9	ひとり親で、昨年収入がなかったので非課税です。同居家族(子どもの祖父母)には収入がありません。この場合はどうなりますか。	保護者(子どもの親)が非課税で、同居家族(子どもの祖父母等)に収入がある場合は、同居家族の市町民税所得割額で対象になるか判断します。 なお、無償化の対象になるか、一度、市町(企業主導型保育事業の従業員枠利用の場合は施設)へご相談ください。
10	子ども2人(第1子・第2子)が対象の保育所を利用しています。世帯の所得割額は、「第1子」の額を超えています。第2子以降の額以内です。2人分が対象になりますか。	保育所を利用している子どもごとに、対象になるか判定します。 このケースの場合は、第1子は対象外、第2子は対象になります。
11	配偶者が単身赴任で県外に居住しています。対象になりますか？また、配偶者は世帯に含まれますか？	単身赴任をしている配偶者以外が県内に居住している場合は対象になります。生活費を送金している・余暇には起居を共にすることを常例としている場合などは「生計を一にする」として取り扱い、配偶者の所得割額を含めた額で本事業の対象になるか判定します。

【申請書類・添付書類について】

No.	質問	回答
1	「市(町)民税・県民税 特別税額決定・変更通知書」を紛失しました。源泉徴収票のコピーは代わりになりますか。	源泉徴収票には、「市(町)民税所得割額」の記載がありませんので、代用できません。 お手数ですが、市役所・町役場の窓口等で「課税証明書」の発行を受けてください(手数料がかかる場合があります)。

No.	質問	回答
2	「納税通知書」や「課税明細書」を紛失しました。住民税の領収書は残っていますが、代わりになりますか。	住民税の領収書では、課税されていることは確認できませんが、「市(町)民税所得割額」の記載がありませんので、代用できません。 お手数ですが、市役所・町役場の窓口等で「課税証明書」の発行を受けてください(手数料がかかる場合があります)。
3	「配偶者特別控除」の欄に金額が入っています。「市町民税所得割額が分かる書類」は1人分で大丈夫ですか。	「配偶者特別控除」を受けている場合は、配偶者にも課税されていますので、2人分の書類が必要です。
3 -1	配偶者の扶養の範囲内で働いています。課税証明は0円になりますが、提出は必要ですか。	配偶者の「市町民税所得割額」が分かる書類で、配偶者控除を受けていることが確認できるのであれば、所得がない・課税されていない方の書類は不要(配偶者の書類のみ提出で可)です。
3 -2	育児休業中だったため、R4年の収入がありません(配偶者は収入あり)。この場合もR5年度の課税証明書の提出は必要ですか。	配偶者の「市町民税所得割額」が分かる書類で、配偶者控除を受けていることが確認できるのであれば、所得がない・課税されていない方の書類は不要(配偶者の書類のみ提出で可)です。 配偶者控除を受けていない場合は、収入がない場合でも課税証明書等をご提出ください。
4	ふるさと納税をしています。が、「市(町)民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」には何も記載されていません。	お手数ですが、お住まいの市役所・町役場の税担当課へお問い合わせいただき、内訳を聞き取ってください。聞き取った内容を「税額控除に関する申立書」に記載して、他の書類と併せてご提出ください。
5	今年の9月以降に入園しました。申請には令和4年度の税額通知書も必要ですか。	9月～3月分は令和5年度の所得割額で判定しますので、令和4年度の書類は不要です。
6	8月までに退園しています。令和5年度の税額通知書も必要ですか。	4月～8月分は令和4年度の所得割額で判定しますので、令和5年度の書類は不要です。
7	年度途中で離婚し、ひとり親になりました。申請には、元配偶者の書類も必要ですか。	年度途中で世帯の状況が変わった方は、変わる前と変わった後でそれぞれ対象になるか判定します。 【例】6月に離婚後、母が子どもを養育 ・4～6月 両親の市町民税所得割額で判定(2人分の書類が必要) ・7～3月 母親の市町民税所得割額で判定(1人分の書類でOK)

No.	質問	回答
8	昨年まで海外に居住していて、日本国内で納税していないため、課税証明などの所得割額が分かる書類がありません。	<p>海外居住時の勤務先等で、下記の証明を受けていただき、書類の提出をお願いします(様式は任意)。提出いただいた書類を基に市町民税所得割相当額を算出し、本事業の対象になるか判定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度所得割額 :令和3年1月～12月の収入・社会保険料等 ・令和5年度 // :令和4年1月～12月の収入・社会保険料等

【申請方法】

No.	質問	回答
1	対象となる保育施設を利用していましたが、年度途中で退園しました。どこへ申請するのですか。	<p>利用されていた保育施設へ申し出てください。 ※年度途中で認可保育所等に転園された場合、転園先の認可保育所等利用分は、お住まいの市町へ申請していただくこととなります。詳細は市町の保育担当課へお問い合わせください。</p>
2	申請書を園ではなく県へ直接提出できますか。	<p>本事業は、保育施設が対象者の保育料を軽減した場合に、その軽減額を県から施設へ補助する制度です。県への申請は各施設が行うこととなりますので、申し訳ありませんが保護者の方から県へ直接提出いただくことはできません。</p>

【その他】

No.	質問	回答
1	軽減された保育料はいつ頃戻ってきますか。	<p>還付の時期などはそれぞれの施設によって異なりますので、利用されている施設へお問い合わせください。 なお、県からの補助金は翌年の5月頃に保育施設に支払います。</p>
2	昨年度も対象でしたが申請できていませんでした。今から申請できますか。	<p>申し訳ありませんが、今年度の対象期間(令和5年4月～令和6年3月)外の利用分は申請できません。</p>
3	課税証明はどこで発行できますか。	<p>市役所・町役場の窓口等で受けられます。また、マイナンバーカードを使ってコンビニで発行できる場合もあります。詳しくは、お住まいの市役所・町役場へお問い合わせください。</p>